

重 要 事 項 説 明 書

県立安芸津病院 訪問リハビリテーション

【令和7年 4月 1日現在】

1 訪問リハビリテーション事業者の概要

名称・法人種別	地方独立行政法人広島県立病院機構
代 表 者 名	理事長 栗井和夫
所在地・連絡先	広島県広島市中区基町10-52 電話 082 - 228 - 6623（代表） 所管課 総務課

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	地方独立行政法人広島県立病院機構 県立安芸津病院
所在地・連絡先	広島県東広島市安芸津町三津4388 電話 0846 - 45 - 0055（代表）
事業所番号	3412512463
管理者の氏名	後藤 俊彦

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分		職務の内容
		常 勤 (人)	非常勤 (人)	
管 理 者	1	1	0	従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他管理業務
作業療法士	1	1	0	訪問リハビリテーションの計画作成及び実施

(3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	
管 理 者	平日（8：30～17：15）常勤	
理学療法士	平日（8：30～17：15）常勤	
作業療法士	平日（8：30～17：15）常勤	

(4) 事業の実施地域

事業の実施地域	東広島市安芸津町、竹原市（吉名町、塩町、竹原町）、呉市安浦町（三津口、中央、中央北、海南、海北）
---------	--

(5) 営業日

営業（診療）する日	平日（８：３０～１７：１５）
営業（診療）しない日	土曜日、日曜日、祝日、 年末年始（１２月２９日～１月３日）

3 サービスの内容

理学療法士若しくは作業療法士が利用者のご自宅を訪問し、利用者の日常生活がより活動的なものとなるように、身体面で関節拘縮の予防、筋力・体力・バランスの改善等を医師の指示に基づき行います。

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として１か月の総単位数を基に、下記の計算方法により算出した金額となります。

【基本費用】

種別	費用名	費用
基本料金 (*1)	訪問リハビリテーション費 (20分を1回として)	1回につき 308単位
加 算	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (20分を1回として)	1回につき 3単位
	短期集中リハビリテーション加算 (退院・退所日又は新たに要支援認定を受けた日から 3月以内)	1日につき 200単位

【1単位当たりの単価】

1単位＝10.17円

【計算方法】

1か月の総単位数 × 1単位当たりの単価 ＝ 総金額（小数点以下切り捨て）

総金額 × (0.9, 0.8又は0.7) ＝ 国保への介護報酬請求額（小数点以下切り捨て）

総金額 － 国保への介護報酬請求額 ＝ 利用者負担額

【計算例：自己負担割合が1割の利用者が、30分未満の訪問看護を月4回利用した場合で、初回加算や特別管理加算がない場合】

308単位 × 4 ＝ 1,232単位

{1,232単位 + (3単位 × 4回)} × 10.17円 ＝ 12,651.48円 ≒ 12,651円（小数点以下切り捨て）

12,651円 × 0.9 ＝ 11,385.9円 ≒ 11,385円（小数点以下切り捨て）

12,651円 － 11,385円 ＝ 1,266円 ← (1,266円が利用者負担額)

(2) 介護保険給付対象外サービス

交通費（上記 2 (4) に記載の事業の実施地域以外に訪問する場合） 20 円／km

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用はご利用者の負担となります。

(4) 利用料等のお支払方法

毎月 10 日までに前月分の請求書を発行いたしますので、次のいずれかの方法により、その月の末日までにお支払ください。

ア 県立安芸津病院の窓口にてお支払い

イ 同封の払込書により金融機関窓口にてお振込み

（広島銀行では払込手数料が無料になります。）

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

要支援状態にある利用者に対し、適正な指定介護訪問リハビリテーションを提供すること。

(2) 運営方針

ア 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

イ 指定訪問リハビリテーションの事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を目指すものとする。

ウ 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者の人権擁護・虐待防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 内科 大谷 一郎

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

7 身体拘束等の適正化

事業所は、当該利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとします。また適正化のために必要な措置を講じます。

8 秘密の保持と個人情報の保護、取り扱いについて

<利用者及びその家族に関する秘密の保持について>

(1) 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

(2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

(3) この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。

(4) 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とします。

<個人情報の保護について>

(1) 事業者は、個人情報の保護に努めておりますが、提供するサービスの質を高めることを目的に、必要に応じて連携を行っている医療機関や介護事業所に対して、書面又は電子カルテにて利用者に関する診療情報の開示を行っております。また、在宅医療の推進・発展のため学会・研究会・講演会などで個人が特定されない形で診療に関わるデータ等を利用する場合があります。

(2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定

期的に実施するよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね 1 月に 1 回以上開催します。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

11 サービス内容に関する苦情等相談窓口

苦情相談 窓口	当事業所 受付	東広島市	呉市	竹原市	広島県 国保連合会
責任者（又 は担当課）	総務課 栗栖利夫	介護保険課	介護保険課	福祉課	介護保険課
T E L	(0846) 45-0055	(082) 420-0937	(0823) 25-3136	(0846) 22-7743	(082) 554-0783

12 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあつた場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡します。

13 ご利用者へのお願い

サービスをご利用の際は、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

